

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和5年2月15日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和5年2月15日(水) 午前10時 開会
午前11時53分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	松本暁彦	委員	安藤 薫
委員	西谷知美	委員	塚本 崇		
議長	福住礼子	副議長	光好博幸		
議員	森西 正				

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 奥村良夫 副市長 福渡 隆
総務部長 山口 猛

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 橋本英樹 同局次長 大西健一
同局主幹兼総括主査 香山叔彦

1. 案件

- ・令和5年第1回定例会審議日程及び議事日程について
- ・摂津市議会の個人情報保護に関する条例(案)について

(午前10時 開会)

○村上英明委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

奥村副市長。

○奥村副市長 本日は大変お忙しいところ議会運営委員会を開催していただきありがとうございます。

さて、来る2月20日に開催されます令和5年第1回摂津市議会定例会におきまして、予算案件12件、人事案件2件、条例案件16件、その他案件4件、合計34件の議案を提出させていただきたいと思っております。

概要につきましては、この後、総務部長から説明いたしますので、どうかよろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、塚本委員を指名します。

それでは、第1回定例会の提出議案について、概略説明をお願いします。

総務部長。

○山口総務部長 それでは、令和5年第1回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

議案第1号から議案第8号までは、各会計の令和5年度当初予算でございます。

まず、議案第1号、令和5年度摂津市一般会計予算でございます。

令和5年度当初予算額は455億1,500万円で、令和4年度当初予算額443億4,100万円と比べ、11億7,400万円、2.6%の増となっております。

次に、議案第2号、令和5年度摂津市水道事業会計予算でございます。収益的収入は21億4,526万3,000円で、前

年度に比べ3,293万円、1.6%の増となっております。

収益的支出は21億1,202万9,000円で、前年度に比べ1億498万9,000円、5.2%の増となっております。

資本的収入は6億3,160万円で、前年度に比べ591万円、0.9%の増となっております。

資本的支出は13億9,492万4,000円で、前年度に比べ7,211万6,000円、4.9%の減となっております。

その結果、収入合計は27億7,686万3,000円で、前年度に比べ3,884万円、1.4%の増となっております。

支出合計は35億695万3,000円で、前年度に比べ3,287万3,000円、0.9%の増となっております。

次に、議案第3号、令和5年度摂津市下水道事業会計予算でございます。

収益収入は37億7,250万5,000円で、前年度に比べ1億4,789万9,000円、4.1%の増となっております。

収益的支出は37億1,802万1,000円で、前年度に比べ2億3,727万7,000円、6.8%の増となっております。

資本的収入は17億8,213万2,000円で、前年度に比べ4億92万2,000円、18.4%の減となっております。

資本的支出は30億1,776万4,000円で、前年度に比べ4億3,945万円、12.7%の減となっております。その結果、収入合計は55億5,463万7,000円で、前年度に比べ2億5,302万3,000円、4.4%の減となっております。

支出合計は67億3,578万5,000円で、前年度に比べ2億217万3,0

00円、2.9%の減となっております。

次に、議案第4号、令和5年度摂津市国民健康保険特別会計予算でございます。

当初予算額は92億4,857万6,000円で、前年度に比べ1億1,009万6,000円、1.2%の減となっております。

次に、議案第5号、令和5年度摂津市財産区財産特別会計予算でございます。当初予算額は14億5,437万1,000円で、前年度に比べ3,127万2,000円、2.2%の増となっております。

次に、議案第6号、令和5年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算でございます。

当初予算額は1,177万5,000円で、前年度に比べ60万円、4.8%の減となっております。

次に、議案第7号、令和5年度摂津市介護保険特別会計予算でございます。

当初予算額は75億8,941万2,000円で、前年度に比べ2億5,567万6,000円、3.5%の増となっております。

次に、議案第8号、令和5年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

当初予算額は13億9,264万4,000円で、前年度に比べ6,078万9,000円、4.6%の増となっております。

続きまして、議案第9号から議案第12号までは、令和4年度の各会計の補正予算で、年度末を控え、決算を見込みながら不用額を整理するほか、一部増額補正を行うなど、予算調整を図っております。

まず、議案第9号、令和4年度摂津市一般会計補正予算（第9号）でございます。

本件は、現計予算額479億3,531万円に1,257万6,000円を追加し、

補正後の予算額を479億4,788万6,000円とするものでございます。

繰越明許費では、民間保育所等入所承諾事業など3事業を設定し、令和5年度に繰り越すものでございます。

地方債の補正では、廃棄物広域処理推進事業など3事業を変更するものでございます。

次に、議案第10号、令和4年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

収益的収入では、既決額21億1,542万8,000円から1,366万1,000円を減額し、補正後の予算額を21億176万7,000円、収益的支出では、既決額20億2,801万2,000円から1,144万5,000円を減額し、補正後の予算額を20億1,656万7,000円、資本的収入では、既決額6億2,569万円から3,432万6,000円を減額し、補正後の予算額を5億9,136万4,000円、資本的支出では、既決額14億6,205万2,000円から6,841万3,000円を減額し、補正後の予算額を13億9,363万9,000円とするものでございます。

企業債の補正では、施設改修事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第11号、令和4年度摂津市下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

収益的収入では、既決額36億2,460万6,000円から2,600万円を減額し、補正後の予算額を35億9,860万6,000円、収益的支出では、既決額34億8,936万5,000円から6,708万円を減額し、補正後の予算額を34億2,228万5,000円、資本的収

入では、既決額21億8,305万4,000円から9,780万円を減額し、補正後の予算額を20億8,525万4,000円、資本的支出では、既決額34億6,516万9,000円から1億993万1,000円を減額し、補正後の予算額を33億5,523万8,000円とするものでございます。

企業債の補正では、公共下水道事業など2事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第12号、令和4年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

本件は、現計予算額93億5,780万円に1,874万8,000円を追加し、補正後の予算額を93億7,654万8,000円とするものでございます。

続きまして、議案第13号は、教育委員会委員の任命について同意を求める件でございます。

本件は、教育委員会委員の藤村裕爾氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第14号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件でございます。本件は、固定資産評価審査委員会委員の玉井敬浩氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任することについて地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第15号は、摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件でございます。

本件は、個人情報の保護に関する法律の

改正により、同法が地方公共団体に適用されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものでございます。

その主な内容は、市の機関等は個人情報保護法の規定により作成し、公表しなければならないとされている個人情報ファイル簿、これは特定の個人の数1,000人以上の個人情報ファイルに係るものであります。このほか特定の個人の数1,000人未満の個人情報ファイル、これを条例個人情報ファイルと称します。この分につきましても、一定の事項を記載した条例個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとするものでございます。

また、個人情報保護法において、30日以内とされている開示請求に対する決定等の期限につきましても、その期限を15日以内に短縮するとともに、60日以内とされている開示請求に対する決定等の期限の特例につきましても、30日以内に短縮するものでございます。

そのほか、市の機関等は個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、摂津市個人情報保護審議会に諮問することができるものでございます。

なお、施行日は、令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第16号は、摂津市情報公開・個人情報保護審査会条例制定の件でございます。

本件は、個人情報保護審査会を情報公開審査会と統合して設置するため、新たに条例を制定するものでございます。

その主な内容は、審査会は摂津市情報公開条例及び個人情報保護法の規定による

諮問に応じ、審査請求について調査審議することとし、情報の公開または個人情報の保護に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する委員5人以内をもって組織することとするものでございます。

また、審査会の調査審議の手続について、必要な規定を定めるほか、職務上知ることができた秘密を漏らした委員に対する罰則を定めるものでございます。

そのほか、情報公開審査会の情報公開・個人情報保護審査会への改組に伴う所要の条例の規定の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第17号は、摂津市情報公開条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、個人情報の保護に関する法律との整合性の確保を図るため、所要の改正を行うものでございます。その内容は、官報や白書、新聞など不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを行政文書の定義から除くこととするほか、非公開情報に関する規定について、個人情報保護法の不開示情報との整合を図るための整備を行うものでございます。

また、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求者に対し、その補正を求めることができることを明記するとともに、その補正に要した日数は公開請求の処理期間に算入しないこととするものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第18号は、摂津市会計年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一

部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、会計年度任用職員の給料月額を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、会計年度任用職員に適用する給料表の1号給から87号給までの給料月額を引き上げるものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第19号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、教育委員会委員及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の報酬の額を改定するとともに、認知症初期集中支援チームサポート医の報酬の額を定めるため、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、教育委員会委員及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の報酬の額を月額13万3,000円から月額14万4,000円に引き上げるほか、認知症初期集中支援チームサポート医の報酬の額を予算の範囲内で市長が定める額とするものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第20号は、一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、ごみ処分事務を茨木市に委託することに伴い、職員の一般廃棄物の焼却及び焼却残さ処理業務に係る特殊勤務手当を廃止するため所要の改正を行うものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第21号は、摂津市子ども・子育て会議条例及び摂津市立認定こども園条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、同法の引用箇所の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第22号は、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、子ども・子育て支援法、学校教育法等の改正に伴い所要の改正を行うものでございます。その内容は、子ども・子育て支援法第19条の項の廃止及び学校教育法第25条の項の新設に伴い、それぞれの引用箇所の整備を行うほか、特定教育・保育施設の管理者の教育・保育給付認定こども園に対する懲戒権限の濫用禁止に関する規定を削除するものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。ただし、一部の規定は公布の日といたしております。

次に、議案第23号は、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、家庭的保育事業者等に対し、家庭的保育事業所等における安全計画を策定し、職員の研修及び訓練を定期的実施することを義務づけることとする

ものでございます。

また、家庭的保育事業者等に対し、利用乳幼児の事業所外での活動等のための移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼等による利用乳幼児の所在確認を行うことを義務づけるとともに、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を運行するときは、ブザー等を備え、これを用いて降車の際の所在確認を義務づけることとするものでございます。

そのほか、家庭的保育事業者等に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修、並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的実施することを努力義務として求めることとするものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。ただし、一部の規定は公布の日といたしております。

次に、議案第24号は、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件でございます。本件は、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、放課後児童健全育成事業者に対し、放課後児童健全育成事業所における安全計画を策定し、職員の研修及び訓練を定期的実施することを義務づけることとするものでございます。

また、放課後児童健全育成事業者に対し、利用者の事業所外での活動等のための移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に点呼等による利用者の所在確認を行うことを義務づけることとするものでございます。

そのほか、放課後児童健全育成事業者に

対し、感染症や災害が発生した場合における業務継続計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的実施することや、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を、定期的実施することを努力義務として求めることとするものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第25号は、摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。その内容は、こども家庭庁が設置されることに伴い、厚生労働大臣とあるのを内閣総理大臣に改めるほか、元号表示の整備を行っております。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第26号は、摂津市立ふれあいの里条例及び摂津市立みきの路条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、こども家庭庁が設置されることに伴い、厚生労働大臣とあるのを主務大臣に改めるものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第27号は、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、生活保護を停止されている者を医療費助成の対象者とするため、所要の改

正を行うものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第28号は、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、出産育児一時金の額、国民健康保険の保険料率等の改定を行うとともに、国民健康保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、出産育児一時金の額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるものでございます。

また、基礎賦課額の保険料率について所得割を8.44%から8.94%に、被保険者均等割を3万1,038円から3万3,345円に、世帯別平等割を3万1,302円から3万3,247円にそれぞれ引き上げるものでございます。

後期高齢者支援金等賦課額の保険料率については、所得割は2.66%から2.97%に、被保険者均等割を9,426円から1万5,844円に、世帯別平等割を9,500円から1万5,744円にそれぞれ引き上げるものでございます。

介護納付金賦課額の保険料率については、所得割を2.48%から2.61%に、被保険者均等割を1万8,306円から1万9,552円にそれぞれ引き上げるものでございます。

そのほか、基礎賦課額に係る賦課限度額を63万円から65万円に引き上げるとともに、後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第29号は、摂津市ラブホテ

ル建築規制条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、博物館法の改正に伴い、同法の引用箇所の整備を行うものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

次に、議案第30号は、摂津市敬老金条例を廃止する条例制定の件でございます。

本件は、敬老金の支給制度を廃止するため、当該条例を廃止するものでございます。

なお、施行日は令和5年4月1日といたしております。

続きまして、議案第31号は、工事請負契約締結の件でございます。本件は、工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に係る解体工事で、契約方法は事後審査型制限付一般競争入札、契約金額は2億6,015万円でございます。

契約の相手方は、摂津市千里丘東3丁目7番27号、協同建設株式会社代表取締役北本和志でございます。

次に、議案第32号は、製造請負契約締結の件でございます。

本件は、製造請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、総合ネットワーク再構築業務委託で、契約方法は随意契約、公募型プロポーザル方式でございます。

契約金額は、7億1,060万円でございます。

契約の相手方は、大阪市福島区福島6丁

目14番1号、株式会社大塚商会LA関西営業部長、南英和でございます。

次に、議案第33号は、市道路線認定の件でございます。

本件は、千里丘95号線など9路線を市道路線として認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、第34号は、市道路線廃止の件でございます。

本件は、千里丘20号線など4路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、令和5年第1回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けします。

安藤委員。

○安藤薫委員 議案がつくられてから、いろいろな動きも出て、補正予算、追加議案等出てくることはあります。追加議案の予定があれば、お知らせいただきたい。1点目です。

もう一点は、議案第30号で、摂津市敬老金条例を廃止する条例制定の件を提案される。敬老金を廃止する一方で、代替措置として敬老祝い品等々とお伺いしています。廃止に代わる条例制定は必要でないのか。審議の中身に関わるかもしれませんが、その辺教えてください。

○村上英明委員長 山口総務部長。

○山口総務部長 1点目、追加議案の状況でございます。確定ではないですが、コロナワクチンについて聞いております。政府におきましては、5月に5類に引き下げることに伴って、秋から冬にかけてワクチン

の接種を1回と、報道等で聞いております。今年度、継続して実施しておりますワクチンが、予算上は3月までとなっております。3月末で終わらない場合、4月以降について何らかの措置がされた際には、追加でお願いするかと考えております。

2点目、摂津市敬老金条例の廃止の代替措置でございます。これは緊急通報装置等々のバージョンアップ、そのほか祝い品を送ること等を代替措置とさせていただくと聞いております。敬老金の支給でしたので条例としておりますが、それ以外は条例事項として書くものではありませんので、要綱等で措置をすると聞いております。

以上です。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 コロナ対策は国、大阪府でも方針が大きく変わると報道されております。令和5年度の補正予算、今回の本会議で上がることもあるかと思えます。非常に大事な内容なので、追加議案を出される場合は、できるだけ早く議会に知らせていただき、議論ができるように配慮いただくよう、議員としてお願いします。

摂津市敬老金の廃止は分かりました。

○村上英明委員長 ほか、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 以上で、質問を終わります。

理事者の皆様は、退席いただいて結構です。

暫時休憩します。

(午前10時32分 休憩)

(午前10時34分 再開)

○村上英明委員長 議会運営委員会を再開します。

それでは、第1回定例会の審議日程及び

議事日程について、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 第1回定例会の審議日程等の事務局案について説明申し上げます。

まず、会期は2月20日から3月28日までの37日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の2月20日は、令和5年度市政運営の基本方針と付託案件についての提案説明、即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

2月24日の正午が代表質問の届出締切りでございます。

3月6日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託の後、7日にかけての2日間が代表質問でございます。

9日が文教上下水道常任委員会及び民生常任委員会、10日が総務建設常任委員会と常任委員会の予備日、13日、14日及び15日が常任委員会の予備日、16日が駅前等再開発特別委員会でございます。

また、15日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

24日が議会運営委員会、28日は本会議で一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となります。

また、この日の本会議終了後、開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が、審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、2月20日につきましては、日程1は、会期の決定でございます。

日程2は、令和5年度の市政運営の基本方針でございます。

日程3は、教育委員会委員の任命についての同意、固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意で、先ほどの協議会での態度表明を基に、一括簡易採決と備考欄に記載いたします。

日程4は、議案第1号、令和5年度摂津市一般会計予算など、付託案件の28件で一括して提案説明を受けていただきます。

なお、質疑は後日となります。

日程5は、議案第31号、工事請負契約締結の件で即決でございます。

日程6は、議案第32号、製造請負契約締結の件で即決でございます。

日程7は、議案第33号、市道路線認定の件で即決でございます。

日程8は、議案第34号、市道路線廃止の件で即決でございます。

3月6日は、日程1が、議案第1号、令和5年度摂津市一般会計予算など付託案件の28件で、質疑の後、所管の委員会へ付託となります。

日程2が、代表質問でございます。

7日も代表質問でございます。

最終日、28日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が議案第1号など委員会付託案件の28件で、委員長報告、採決となります。

以上が、議事日程でございます。

次の議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第1号、令和5年度一般会計予算及び議案第9号、令和4年度一般会計補正予算(第9号)について、付託された委員会で

審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、説明事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

香山主幹。

○香山事務局主幹 写真撮影について御説明させていただきます。

2月20日の本会議初日に、市長から令和5年度市政運営の基本方針に関する説明を受ける際、例年どおり広報課より写真撮影を行いたいとの申出がございます。

また、3月6日、7日の代表質問時には、議会だより第231号に質問されている様子の写真を掲載できるように印刷委託先のカメラマンによって写真撮影を行いますので、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 次に、新型コロナウイルス感染予防対策についてであります。

お手元の新型コロナウイルス感染予防対策の資料を御覧ください。

今定例会では、現在の状況を鑑みて、本会議場では、1番から4番の対策、委員会室では1番から4番の対策を実施したいと考えております。

本会議場の項目1で、マスク着用を三角としているのは、アクリルパネルを設置している議長席、演壇、質問者席に限り、マスクを外して発言できるようにするものであります。

また、委員会室の項目6、部ごとのチーム分けにつきましては、これまで決算審査

や予算審査を行う際、部ごとのチーム分けを行ってまいりました。

この運用につきまして、今回からチーム分けをせずに審査を実施いたします。

なお、総務建設常任委員会につきまして、議案第1号の審査の際、委員会室の席数上、全ての部署の理事者が入れないため、これまでどおりチーム分けをして審査を行います。

以上ですが、これらの運用について御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

暫時休憩します。

（午前10時42分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○村上英明委員長 再開します。

次に、3月13日以降のマスク着用についてです。政府は3月13日からのマスク着用を個人の判断に委ねるとの方針を決定いたしました。この方針について、本市議会としてどのように対応すべきか、各会派の御意見を伺います。

安藤委員。

○安藤薫委員 13日以降の政府の方針に対してですか。

○村上英明委員長 はい。政府の方針が3月13日以降、マスク着用は個人の判断に委ねるとしているんです。その方針がある中で、摂津市議会として本会議場、委員会室について、3月13日以降は個人の判断によりマスクを外すのも可能ということも含めて、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

安藤委員。

○安藤薫委員 マスクの着用は個人の判断ということですが、議会は換気をす

るといっても一定閉鎖された中で行われるものであります。マスク着用は飛沫感染に効果があるとして、今まで感染対策を行ってきております。基本的には今回の第1回定例会は、先ほど一定の方向性を確認していただいたんですけども、その内容を継続したらどうかと思います。

政府の方針はそうですけど、感染力が弱くなったわけではありません。感染した場合は議会への影響もありますし、本会議場はインターネット中継もあります。それぞれ外部や換気の出来る、一定の配慮の下で市民の皆さんが判断されることです。議会としては、感染症について終息しているわけではありませんので、継続をもう少ししたほうがいいのかと思います。

○村上英明委員長 塚本委員。

○塚本崇委員 5類に下げられるのは5月なので、本定例会においてはマスク着用がいいかと考えております。

○村上英明委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 現状コロナウイルスもありますが、インフルエンザとのダブル感染というニュースも入ってきております。両方への対策という観点からも5類に引下げられる前は、マスク着用が好ましいと考えております。

○村上英明委員長 松本副委員長。

○松本暁彦委員 私は、政府の3月13日以降のマスク着用の考え方にしたがって、個人の判断でよいと思います。

今日もテレビでやっておりましたけど、マスクの着用は、私の権利、私権を制限すると言っております。

私も市民からマスク着用の有無について、今は義務でなく推奨であるにもかかわらず、差別等を受けているとも聞きます。議会として根拠がない中で、さらに私権を

制限することは適切ではないと考えます。

それを踏まえ、心配な方はされれば結構だと思えますし、外したい方は状況によって外す、個人の判断が議会として望ましいと思えます。

○村上英明委員長 私どもの会派としては、第5類に変わるまではマスクをしていく方向でいいという意見でした。

暫時休憩します。

(午前10時49分 休憩)

(午前11時24分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

3月13日以降につきましては、政府として一定の方針が出されておりますけども、摂津市議会としては、これまで同様、本会議場及び委員会室において、マスク着用で運営していきたいと思えます。

ただ、傍聴者については、3月13日以降は政府の方針で進めたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、そのように決定をいたします。

次に、摂津市議会の個人情報の保護に関する条例案について協議を行います。

本件につきましては、前回の本委員会で事務局より説明を受け、各会派へお持ち帰りいただいておりました。本日は御意見等がありましたらお伺いしたいと思います。

安藤委員。

○安藤薫委員 前回もいろいろ資料を出していただいて、会派に持ち帰って議論してきました。

この第1回定例会に摂津市の施行条例も出てきております。これから議論していく中で議会としてどうあるべきかを考えないといけないと思っています。

いろいろ疑問がありまして、質問してお

きたいです。前回、議会の個人情報保護については、国の個人情報保護法の規定から外されたことで、議会独自の個人情報保護条例をつくらなければいけない。

現行の市の個人情報保護条例は、議会もその規定の適用を受けていましたが、個人情報保護法が改正され、4月1日以降、市は個人情報保護法の規定に沿って施行条例が提案されて進められていく。

議会は、従来と非常に大きく変わることがない前提で、新たに個人情報保護条例を制定するので、現行の市全体の個人情報保護条例の内容に沿って議会の条例をつくったほうがいいと申し上げました。

ただ、時間的な制約等、いろいろな問題もあるので、現行の個人情報保護条例に規定されている内容が、新たに今回制定する予定の議会の個人情報保護条例にどのように反映されていくのかをきちんと整理していく必要があると思うんです。

そのことについて、例えば現在の個人情報保護条例には、個人情報の収集の制限という項目があります。そこに要配慮個人情報について収集してはならない等の規定や、個人情報の目的外利用、外部提供の制限、オンライン結合の制限、例外的にその制限を取っ払う場合は、審議会の意見聴取等が求められる内容になっている。その点、新しい個人情報保護条例で、それがきちんと保障されている条文があるか、担保されているかどうかです。

条文上で、はっきりとした個人情報収集の一部制限とか、そういった項目がありませんので、どのようにこれが担保されるのかを知っておきたい。

それから、個人情報の審議会についてです。市の審議会は個人情報保護法によって、審議会で審議する内容は非常に制限され

ていくわけです。例えば目的外使用であるとか、外部提供、オンラインの結合等々です。これまで条例は異例な件として審議会で意見を求めて、これは大丈夫だと意見をももらった上で、個人情報の提供、利用、使用等、制限を取っ払うとなっています。今回、議会の個人情報保護条例と、執行部が制定し設置している個人情報保護審議会の持つ守備範囲が違うんじゃないか。議会として目的外利用をしなければならない、もしくはオンラインに結合することが仮にある場合、どうやって外部にその審議を求めていくのか。議会自らがそれを判定していくのか、どうなっていくのか気になっています。

あと、今回の法改正によって新たに変わったのが、個人情報ファイル簿の作成と公表とあります。これは先ほど議案説明の中にありましたけれども、法は1,000人以上の名簿について、摂津市の場合、市は1名からも作るということです。

議会もそういう内容だと、以前に御説明いただいています。具体的に現状保有している議会の個人情報で、個人情報ファイルとして作成されるべきものはあるのか。

条例で規定する以上、一定の想定を見込んでいるのではないかと思うんですけど、想定があるのかどうなのか。

それから、北摂他市の市議会の状況です。この個人情報ファイルの規定について、どんな規定になっているのか、摂津市のように1名からとなっているのか。

もう一つ、お聞きしたいのは、匿名加工情報について、今回の法改正で新しい規定として設けられています。執行部で作られている施行条例は、これから議論していくことになると思うんです。一般の市は匿名加工情報の公表と提案募集について義

務化されていない。

執行部の条例については、義務化されていないですから、規定されていないとお聞きしております。

議会の条例で匿名加工情報について現状あるかないかは別にして、匿名加工情報の公表とか提案募集ができないようになっているのかどうかです。執行部はできないわけです。今回の提案では、議会は法律から外れているんですけど、匿名加工情報云々についての規定は一応定義と利用の取扱いの条文があります。匿名加工情報が仮にあるとしたら、公表等できる条文になっているのか。できるようにするためには、新たに条例改正をしなければいけないのか。今回の条例の位置づけはどうなっているのか、お聞きしたい。

匿名加工情報について、議会で想定はないと思うんですけども、今後、想定し得るものが今あるのかどうか。この条例がどんな組立てになっているのか、もう一回お聞きしておきたい。

○村上英明委員長 香山主幹。

○香山事務局主幹 4点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、個人情報の収集等の制限です。現在、市の個人情報保護条例であれば、要配慮個人情報の収集制限という条文がございますけれども、新しい条例で担保されているかでございます。

収集の制限について直接触れている条文はないですけども、新しい条例では第2章で個人情報の保有の制限や、第12条で利用及び提供の制限があります。ここでは、利用や提供する場合の制限規定を設けておりますので、担保されると認識しております。

2点目、審議会になります。現行の条例

では目的外のことで規定はされておりますけれども、新しい議会の条例では、直接その規定はございません。

ただ、第9条に安全管理の措置がございまして、ここで一定個人情報を扱うに当たって、安全管理措置を講ずることの条文がございまして。この条文を基に、別途、安全管理規程を設け、安全管理措置を講じていくと考えております。

3点目、個人情報ファイルの関係です。1人以上の場合、摂津市独自で個人情報ファイルの作成が必要になると前回お話しさせていただきました。

個人情報ファイルについて、議会で該当するものは議員台帳です。これまで議員になられた方の経歴等が記載されたものをデータで管理しております。また、現在は廃止されていますが、今も支給はさせていただいている議員年金がございまして。それらの管理をしているデータ等が対象になります。

ただ、公表につきましては、議員の人事情報、福利厚生情報は公表しなくていいと規定上なっております。現在、本市議会で持っている情報で、この公表すべきものに該当するものはないと考えています。

個人情報ファイルの作成に当たって、北摂他市の状況でございまして。豊中市は、1人以上であれば個人情報ファイルの作成をすると、独自の規定として設けております。

池田市は、100人以上から個人情報ファイルの作成をすると、独自で定めております。

あと、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、この4市は、法律どおり1,000人未満については、個人情報ファイルを作成しない。1,000人以上の場合は、個人情報

ファイルを作成する取扱いの予定と聞いております。

4点目、匿名加工情報についてです。匿名加工情報は、本市議会で現在、想定されているものはございません。

御質問にもありました、今後についてです。今後、本市議会で匿名加工情報を作成することは想定しておりませんが、外部の機関が作成した匿名加工情報については、提供を受ける可能性はあると考えております。その提供があった場合、匿名加工情報を保有することになります。そういった場合を想定して、匿名加工情報の規定を設ける必要が一定あると考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 議会としては、個人情報保護条例を新たにつくったとしても、今回の個人情報保護法改正によって変わった部分の対象となるデータ、個人情報は実体的にはほぼ持ち合わせていない。ただ、今後どうなっていくのか。

特に気になっている匿名加工情報について、外部から入ってきたものに対する対応、もしくは今後、請願や陳情、要望、署名等がエクセル等で整理される個人データとなった際に、匿名加工情報として公表し、提案を募集することができる条文になっているのかどうか。そのためには、もう少し条文が必要であるという組立てになっているのかどうかです。

執行部の施行条例は、まだこれから議論すべきものでしょうけど、現状では匿名加工情報の公表等、それから提案募集をすることができる内容にはなっていないと理解しています。この条例との関係はどうか、また聞いていただきたいと思います。

それから、安全管理措置は、審議会その

ものへの規定がない。目的外利用等をする場合は、審議会ではなくて議会が自主的につくった安全管理規程に基づいて判断をしていく。

執行部も昨年の途中から、審議会が設けられて審議会に諮るとなっています。従前は議会や執行部で、一定判断をする取扱いだったと思うんです。この個人情報の目的外利用や、オンライン結合等が仮にある場合、議会が自主的に安全管理規程に基づいてきちんと判断していく。これが従来の考え方に基づいたものであると理解しているのか、お聞きします。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 御質問にお答えさせていただきます。

まず、審議会については、先ほど委員から御説明があったとおり、この条例に安全管理の部分がございます。別途規程を定め、それに基づいて運用して、最終的には議長が判断をする流れになります。

次に目的外利用について想定しているかという御質問についてです。今、議会として想定はしておりませんが、今後どうなるか、正直、我々としても分からないところでもあります。この条例の協議をさせていただくときから、個人情報を積極的に活用していくのかと御質問をいただいているんですけれども、事務局としては、個人情報の積極的な活用を考慮はしておりません。

ただ、先ほど申し上げましたけれども、法律が変わります。匿名加工情報も、もしかしたら外部から提供されることもございます。そのときに、議会も対応できるような条例であると認識をしていただければと思います。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 なかなか想定できない内容で、条例の議論をやっております。ただ、条文の中に法として大きく変わるものとして、先ほど申し上げました三つの点が出てきているわけです。

法律に議会の個人情報保護条例は縛られない。個人情報を利活用していくという法律の趣旨の一つとは別に、今まで同様、個人情報を保護していくことがメインの趣旨であると御説明をいただきました。そういった方向に近づけていくため、内容がきちんと担保されているのか。

想定されていないけども、今後どうなるか分からないという条文をここでやって、今後分からないところで利活用に向かう方向が変わることもあり得るわけです。想定できないから、答えていただかなくていいんですけれども、そういう議論はきちんとしたほうが私はいいかと思っているんです。

それはそれで置いておきます。

ただ、もう一点、この条例で議員台帳等については、公表しなくてもいいものに入っている。

もし、傍聴者の名前を書いて、署名等を管理するとなれば、それも対象になってくるだろうと思いますけど、現在そういった内容になっていないんです。

署名ファイル簿は作るけど、公表しない考え方でいいのか聞きたいのと、匿名加工情報の公表と提案募集ができる立てつけの条例になっているのか。

この条例のままでは、もしやろうとしても、それができない条例なのかどうか。

匿名加工情報の定義が出て、取扱いも出ている。取扱いについては外部から入ってくるものの取扱いをしっかりとするために条文が要るのは、よく理解できました。

今後、もし提供していく、提案を募集し

ていくことが、今のこの条例でできる立
つけになるのか。

○村上英明委員長 香山主幹。

○香山事務局主幹 2点の御質問にお答
えさせていただきます。

まず、個人情報ファイル簿の作成及び公
表についてです。作成及び公表は同じ条文
で規定されており、作成につきましても先
ほど申し上げた議員の人事情報であったり、
福利厚生の情報等については対象外にな
っておりますので、作成自体もする必要
はないこととなります。

そういう個人情報は持っているんです
けども、個人情報ファイル簿として作成及
び公表することはないとなっております。

もう一点、匿名加工情報について、提案
募集できる立ってつけになっているかとい
うことです。こちらは、改めて確認させて
いただきたいと思います。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 今回の個人情報ファイル
の作成や公表で、対象になっているのが
個々の個人情報が明記されたものを一定
の電算システム等で整理されたものだ
と。それについてのファイルを作る、作ら
ないの話だと思うんです。例えば紙ベ
ース等の個人情報や、様々な個人情報
があります。従前どおり、法の対象とい
う形で理解しておく。

ただ、その電算システムであるとか、
エクセルなどの表計算などリスト化し
た、データとしたものについては、いろ
いろ広がっていく可能性があるんで、そ
こを保護していこうという今議論をし
ているところです。

そうでない個人情報については、きち
んと保護していく考え方でいいのかだ
け、確

認で聞いておきます。

○村上英明委員長 大西局次長。

○大西事務局次長 電子媒体については、
今御議論いただいているところござい
まして、紙ベースとか従前からある分
についてどうするのかという御質問と思
います。

これにつきましては、安藤委員からも
お話しいただいておりますとおりで、
従前どおり、保護していかなければ
ならないものでございまして、現在
も事務局で施錠ができるところに
保管をして管理しております。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 立てつけの問題です。
想定しづらい話かもしれませんが、
そこをまた調べて、教えていただ
けたらと思います。

○村上英明委員長 ほか、よろしい
ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、本件につ
きましては、本会議最終日に議
会議案として提出できるよう進
めてまいりたいと思いますので、
よろしく願いをいたします。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前11時53分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定によ
り署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 塚本崇